

移動支援重要事項説明書

(令和 7 年 4 月 1 日現在)

1 事業者の概要

名称	エールハート本部
法人種別	株式会社 中央ケアサービス
法人所在地	東京都中央区銀座三丁目 11 番 1 号
電話番号	03-5565-7484
代表者氏名	代表取締役 石塚 雄剛
法人の沿革・特色	平成 13 年 2 月設立
法人が所有する 営業所の種類・数	訪問介護事業所 1 ヶ所、介護保険法に基づく居宅介護支援事業所 2 ヶ所

2 事業所の概要

事業所の名称	エールハート本部
事業所の所在地	東京都中央区銀座三丁目 11 番 1 号 ニュー銀座ビル 8 階
事業所の電話番号	03-5565-7484
サービス提供地域	中央区全域
サービス提供曜日・ 時間	月～日まですべての曜日に対応、サービス提供時間 8:00～21:00
事業所番号	中央区 1370200444 (令和 6 年 10 月 1 日指定)
運営方針	利用者優先 人材育成 地域貢献 秘密厳守
自己評価の実施 状況	定期的実施
第三者評価の実 施状況	未評価
職員への研修の 実施状況	年間 12 回以上開催

3 事業所の職員体制

職種	常勤(人)	非常勤(人)	合計員数 (常勤換算)	資格等
管理者	1		1	
サービス提供責任者	6		6	介護福祉士

ヘルパー	6	25	31	介護福祉士、初任者、2級、準看
事務員	1		1	

4 主たる対象者

身体障害者、知的障害者、障害児

5 サービスの内容

①移動支援

外出介助	日常生活に必要な外出の際の移動支援
------	-------------------

②その他のサービス

介護等の相談	一般的な介護に関する相談

6 利用料金

(1) 移動支援事業費支給対象サービス利用者負担額

サービスに要した費用の原則1割。ただし、区市町村から移動支援事業費等利用者負担減額の決定を受けている場合は、減額後の額。

月額負担上限額については、各区市長村長が定めた額。

ただし、利用者の身体的理由により1人のヘルパーによる介護が困難と認められる場合等であって、同時に2人のヘルパーによってサービスを提供した場合は、2人分の料金をいただきます。

※ 事業者が利用者に代わり区市町村から受領した移動支援事業費の額については、利用者に通知します。

(2)その他の料金

(3)交通費

上記2で示した「サービス提供地域」におけるサービス利用については、交通費は無料です。

それ以外の地域へのサービス提供につきましては、当事業所の従業者がお伺いするための交通費の実費をいただきます。

(4)キャンセル料

急なキャンセルの場合は、下記の料金をいただきます。

キャンセルが必要となった場合は、至急ご連絡ください。

- ・ ご利用の24時間前までにご連絡いただいた場合 → 無料
- ・ ご利用の24時間前までにご連絡いただかなかった場合 → 1800円
(30分未満 600円、30分以上1時間未満 1200円)

但し、訪問後にキャンセルの場合、訪問介護の場合はキャンセル料として2,700円、30分以上1時間未満サービスで1,350円のキャンセル料をご請求申し上げます。

(5) その他

利用者のお住まいでサービスを提供するために必要となる水道、ガス、電気、電話等の費用は、利用者にご負担いただきます。

(6) 支払方法

上記利用料金の支払いは、1か月ごとに計算し、翌月15日までに請求しますので、末日までにお支払いください。

支払いは、原則としてUFJニコス信販の口座自動引き落としでお願いします。ただし、これによりがたい場合は、郵便振替にてお願いします。

7 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

- ① 移動支援について移動支援事業費支給決定を受けた方で、当事業者のサービス利用を希望される方は、電話等でご連絡ください。当事業者のサービス提供に係る重要事項についてご説明いたします。
- ② サービス利用が決定した場合は契約を締結し、移動支援計画を作成して、サービスの提供を開始します。契約の有効期間は移動支援費支給期間と同じです。ただし、引き続き支給決定を受け、利用者から契約終了の申し出がない場合は、自動的に更新されるものとします。
- ③ 移動支援の提供に当たっては、適切なサービスを提供するために、利用者の心身の状況や生活環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等を把握させていただきます。

(2) サービスの終了

- ① 利用者が当事業者に対し30日間の予告期間をおいて文書で通知を行った場合は、この契約を解除することができます。ただし、利用者の病変、急な入院などやむを得ない事情がある場合は、予告期間内の通知でも契約を解除することができます。
- ② 当事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当事業者が破産した場合、利用者は文書で通知することにより直ちにこの契約を解除することができます。
- ③ 利用者がサービス利用料金の支払いを1か月以上遅延し、料金を支払うよう催告

したにもかかわらず、30日以内にお支払いいただけない場合、または利用者やご家族が事業者やサービス従業者に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合、または、公序良俗に反する行為があった場合は、事業者は文書で通知することにより、直ちに契約を解除し、サービス提供を終了させていただくことがあります。

④当事業所を閉鎖または縮小する場合などやむを得ない事情がある場合、契約を解除し、サービス提供を終了させていただくことがあります。この場合、契約を解除する日の30日前までに文書で通知します。

(3) 契約の自動終了

次の場合は、連絡がなくとも契約は自動的に終了します。

①利用者が施設に入所した場合

②移動支援の移動支援事業費支給期間が終了し、その後支給決定がない場合（所定の期間の経過をもって終了します。）

③利用者が亡くなった場合

8 当事業者のサービス利用に際し留意いただきたい事項

9 緊急時の対応方法

サービス提供中に利用者の容態に急変があった場合は、主治医に連絡する等必要な処置を講ずるほか、ご家族が不在の場合等、必要に応じて下記の緊急連絡先へ速やかにご連絡します。

【主治医】

医療機関名	
住所	
電話番号	
主治医氏名	

【ご家族等緊急連絡先】

氏名	
住所	
電話番号	
続柄	

10 この契約に関する苦情・相談窓口

当事業所ご利用相談・苦情窓口

担当者	石塚 雄剛
電話番号	03-5565-7484
受付時間	平日 9:00～17:30

なお、当事業所では苦情対応について独自の取り組みを行っています。

苦情処理マニュアルを作成し、どなたにも公正な対応を心がけております。

当事業所以外に、区市町村の相談・苦情窓口等でも受け付けています。

中央 区 福祉保健部 電話 3546-8373

また、東京都社会福祉協議会に設置された「福祉サービス運営適正化委員会」においても区市町村や都と連携しながら苦情対応を行っています。

担当部署	東京都社会福祉協議会 福祉サービス運営適正化委員会事務局
電話番号	03-3268-1148
受付時間	月～金 9～17時

1.1 虐待防止のための措置に関する事項

虐待の防止に関する責任者を選任します。

虐待防止責任者名	山田 雅子
----------	-------

令和 年 月 日

移動支援利用にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて、重要な事項を説明しました。

事業者

(所在地) 東京都中央区銀座三丁目 11 番 1 号

(名称) エールハート本部 印

(説明者) 所属 訪問介護事業部

氏名 印

私は契約書及び本書面により、これからサービスを受ける移動支援の重要な事項について、事業者から説明を受けました。

利用者

(住所)

(氏名)

印

(代理人または立会人等)

(住所)

(氏名)

印

(ご利用者様との続柄 :

)